

「平成 23 年度において財政投融资特別会計が行う買入消却に現金を対価として応じるための国債売却実施要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売却金額

額面総額 ~~2,000 億円~~ 4,102 億円 を上限として売却し得る扱いとする。